

令和6年度 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部における 公的研究費の不正防止計画

びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部では、公的研究費の適正な管理・運営のために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部大臣決定、令和3年2月1日改正）に対応するために令和3・4年度に既存の規程の見直しを行ったところである。

その改訂・新策定した規程に基づき、令和6年度の不正使用防止計画を定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正の発生する要因	具体的な取り組み
公的研究費に係る責任体制の周知が不足している。	・責任体系の周知徹底を啓発活動やホームページで継続的に行う。 最高管理責任者 … 学長 統括管理責任者 … 学部長、学科長 コンプライアンス推進責任者 … 外部研究費補助金不正使用防止委員会委員長

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正の発生する要因	具体的な取り組み
教職員は、どのような行為が不正にあたるかなどの知識が不足している。	・外部研究費補助金不正使用防止委員会でコンプライアンス教育研修及び啓発活動を立案・実施し、意識・知識の向上をはかる。 ・教職員は、コンプライアンス教育研修を受講し、理解度確認のチェック用紙を提出するとともに、最高管理責任者に機関の定めたルールを遵守する旨の「誓約書」を提出する。
公的研究費に係る学内ルールの周知が不足している。	・以下の規程等を学内イントラネット（一部はホームページ）で公表しているが、啓発活動等を通じてその周知徹底をはかる。 「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」 「外部研究費補助金取扱規程」 「外部研究費補助金使用に関する取扱細則」 「外部研究費補助金に係る内部監査規程」 「公的研究費内部監査マニュアル」 「特殊な役務に関する取扱（検収方法）について」 「換金性の高い物品の取扱について」 「取引に関する基本事項」 「取引における確認書」 「外部研究費の不正行為に係る通報様式」 「研究者等の行動規範」 「受託研究・共同研究の取扱いに関する規程」（R5.4.1.施行）

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正の発生する要因	具体的な取り組み
不正防止計画の周知が不足している。	・不正防止計画を年度当初に策定し、啓発活動等を通じて教職員への周知をはかる。

4. 研究費の適正な運営・管理方法

不正の発生する要因	具体的な取り組み
研究の進捗状況と関わりなく、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生した場合、無理な使いきりが行われる。	・年度末にまとめて申請を行うことなく、執行から二ヶ月以内に支出伺いを提出するよう周知徹底する。 ・研究者が、執行状況を確認できる環境となっているが、年度末に偏りの程度（執行率 75%の有無）に応じて個別連絡等を行う。
旅費の支給について、研究者の申請を根拠として行っているが、実費と支給額との乖離が発生する恐れがある。	・出勤簿と出張復命書を突合し、当該日における研究者動向を確認することにより、正確な起点終点の把握に努め、適正な旅費の支給を行う。 ・「外部研究費補助金に係る内部監査規程」「公的研究費内部監査マニュアル」に基づいて内部監査を行う。 ・令和 6 年 5 月より、新幹線や特急等に乗車した場合、領収書または切符の添付を求めることとした。

5. 情報発信・共有化の推進

不正の発生する要因	具体的な取り組み
相談窓口・告発窓口に関する周知を行っているが、いざという時に相談・告発に踏み切れるのかとの懸念がある。	・補助金の使用に関するルール及び事務手続きに係る相談窓口、および外部研究費補助金不正防止に係る告発・相談窓口は、いずれも総務部総務課であることの周知徹底に努めるとともに、相談・告発等の取扱いが適切に行えるよう研修を充実させる。 - また、全ての部署において「報・連・相」の機能化・習慣化に努める。
不正防止対策等の情報伝達の充実を強化する。	・不正防止への取組み等の最新情報を外部研究費補助金不正使用防止委員会事務局より発信する。

6. モニタリングの在り方

不正の発生する要因	具体的な取り組み
内部監査結果の共有化と不正防止に向けた機関全体としての徹底が弱い。	・「外部研究費補助金に係る内部監査規程」「内部監査マニュアル」に基づいて内部監査を行い、「監査報告のとりまとめ結果」等を周知する。 ・内部監査により受けた指摘事項は、全体に共有化し、その改善を確実に行う。
不正防止計画の見直しが組織的に行われていない。	・研究者及び事務取扱部署より定期的に意見を聞き、不正防止計画を年度末に見直すとともに次年度の不正防止計画案を作成する。